

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第144号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第24号中「及び後期高齢者医療」を「，後期高齢者医療及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律第25条第1項に規定する年金生活者支援給付金」に改め，同条第2項第56号中「(区長に権限が委任されたものに限る。)」を「及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律第25条第1項に規定する年金生活者支援給付金に関する事務のうち区長に権限が委任されたもの」に改める。

附 則

この規則は，平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)